

議員提出議案第7号

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持、継続を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

平成28年2月16日

芦屋市議会議長 畑中 俊彦 様

提出者 芦屋市議会民生文教常任委員会
委員長 帰山 和也

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持、継続を求める
意見書

厚生労働省は、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置を平成29年度から段階的に廃止していくことを決定した。この特例措置の対象者は、全加入者の過半数を超える約865万人にも適用されており、廃止により低所得者の保険料は最大で3倍、元被扶養者にあっては最大で10倍とも言われている。

公的年金におけるマクロ経済スライドの実施や消費者物価の上昇に加えて、平成29年度には消費税率の引き上げが予定されるなど、特に低所得者である被保険者の生活を取り巻く状況は極めて厳しくなっており、この上、保険料の軽減特例措置が廃止されれば、対象となる被保険者に深刻な影響を及ぼすことは明らかである。

よって、芦屋市議会は、国の負担による現行の後期高齢者医療保険料の軽減特例措置を維持、継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦 屋 市 議 会